

被疑者写真の管理及び運用に関する訓令

平成20年12月25日
本部訓令甲第12号

〔沿革〕 平成23年2月本部訓令甲第2号改正

（概要）

この訓令は、被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第9号）及び被疑者写真の管理及び運用に関する細則（平成2年警察庁訓令第6号）に基づき、被疑者写真に係る記録の作成及び管理運用について必要な事項を定めたものである。